

平成23年度事業計画書

第1 基本方針

地球温暖化問題の深刻化、資源価格の高騰、生態系の危機など環境保全を巡る課題は多くありますが、これらの課題を解決するためには地球の生態系と共生した経済社会を作ることが必要です。このため、循環型社会(3Rによる資源循環)、低炭素社会(温室効果ガス排出量の大幅削減)、自然共生社会(自然の恵みの享受と継承)に向けての総合的な取り組みが求められています。

さて、我が国の経済状況は、昨年同期以降、政策効果の一巡化による個人消費の減少により踊り場の状態にあります。

しかし本年は、夏頃より景気は自立的な回復軌道に乗り、デフレ圧力も薄らぎ、輸出も、中国を中心とするアジア向けの増加など海外景気の回復が続き増加傾向となると予想されます。生産の拡大や企業収益の改善により内需も持ち直し、雇用・所得の改善も進み、個人消費も回復していくものと予測され、政府の経済見通しでは23年度の実質経済成長率を1.5%程度と2年連続のプラス成長を見込んでいます。我々の業界にも、厳しさが続く中で薄日が差してくることを期待しているところです。

また、こうした時期ですので、コンプライアンスに基づいた経営を行い、一層の信頼を築くことが求められておりますし、安全な職場確保のためのリスクアセスメントにも取り組む必要もあります。

本年4月から「廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化」、「廃棄物処理施設の維持管理対策の強化」、「産業廃棄物処理業の優良化の推進」などを中心とした改正廃棄物処理法が施行されることとなっております。法令研修会の実施、協会報、保全協Newsなどによる迅速な情報提供等により、改正法の周知徹底を図って参ります。

公益法人制度改革への対応につきましては、一昨年12月に公益法人制度改革対応検討委員会を設置し、以来、精力的に検討を進めて参りました。その結果、一般社団法人への移行を目標とすることとし、本年秋には移行申請をすることを目途に、公益目的支出計画の策定等の検討を進めております。6月の定期総会時にはお示しすることができると思います。

このほか、人材・優良事業者の育成を図るための教育研修事業の拡充、入会活動の充実を中心とした組織活動の強化などを進め、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的な活用を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目指し、平成23年度も積極的に事業を推進して参ります。

第2 事業計画

平成23年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、事業を効果的・効率的に推進していきます。

1 組織強化事業

- (1) 業界主体の会員構成のもと、引き続き協会の社会的地位の向上と発展を期するため会員の加入促進に努めます。
- (2) 情報化社会に対応するため、情報化事業を積極的に進め、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図ります。
- (3) 会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

2 調査研究事業

社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。

3 教育研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会、講演会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理技術の多様化・高度化に対応できるよう、会員に対し専門研修会等の案内を積極的に行います。
- (3) 産廃処理の総合専門誌「いんだすと」を、毎月正会員に配付します。
- (4) 関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、「協会ホームページ」等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 産廃手帳(2012年版)を会員に配付します。

4 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報、資料等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ、積極的に会員業務の紹介を行います。

5 啓発普及事業

- (1) 県民向けに、産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を深めてもらうように、環境フェア等への協賛、新聞広告等の広報活動を実施します。
- (2) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

6 共同処理施設設置推進・技術援助事業

産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。

7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)頒布事業

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及に努めます。このため、社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票

(マニフェスト)を利用者に頒布します。

8 巡回指導・パトロール事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設を巡回指導し、あわせて不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の向上等、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会等を開催します。また、国及び岐阜県等の行う優良処理施設の認定制度等の情報を積極的に提供します。

10 広報誌等発行事業

- (1) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員等に配付します。
- (2) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員等に配付します。
- (3) 「オリジナル協会カレンダー」を作成し、会員等に配付します。
- (4) 「保全協 News」を随時発行し、関連資料とともに会員等に配付して迅速に情報を提供します。

11 協力交流事業

- (1) 社団法人全国産業廃棄物連合会・中部地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、相互の理解と協力を努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力をします。

12 表彰等関連事業

- (1) 通常総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。
- (2) 国、岐阜県及び社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。

13 部会活動事業

協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会に交付金を支給する等、部会活動を支援します。

14 電子マニフェスト普及促進事業

国、岐阜県、岐阜市及び財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、普及促進を支援します。

15 産業廃棄物対策基金の運営管理事業

公益法人制度改革を踏まえて、産業廃棄物対策基金を適正に運営管理します。

16 新公益法人制度移行事業

新公益法人制度移行の申請準備を進めます。